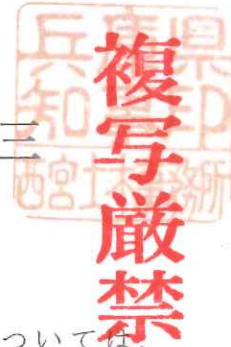


令和 3年 4月20日

翔成産業（株）

清村 和司 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



一般 建設業の許可について（通知）

令和 3年 3月 23日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	兵庫県知事 許 可（ 般 - 3 ） 第 219072 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 3年 4月 28日 から 令和 8年 4月 27日 まで
建 設 業 の 種 類	
土木工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 3月 28日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)